

(届出概要説明資料)

## 審議案件に関する概要

令和元年 5月16日第2部会提出

届出事項	大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)
届出日	平成30年11月14日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1 届出事項

1 届出者	法人名	株式会社テーオーホールディングス 代表取締役 小笠原 康正	
	住所	函館市港町三丁目18番15号	
2 大規模小売店舗の名称及び所在地	名称	ジャンボイエロー亀田店	
	所在地	函館市亀田町21-19	
3 変更しようとする事項		変更前	変更後
(1)大規模小売店舗内の店舗面積の合計(P11)		2,988 m <sup>2</sup>	3,525 m <sup>2</sup>
(2)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
①駐車場の位置及び収容台数	位置	添付資料図2-4(P14)	添付資料図2-5(P15)
	収容台数	73台	90台
②駐輪場の位置及び収容台数	位置	添付資料図2-4(P14)	添付資料図2-5(P15)
	収容台数	6台	6台
③荷さばき施設の位置及び面積	位置	添付資料図2-4(P14)	添付資料図2-5(P15)
	面積	108 m <sup>2</sup>	108 m <sup>2</sup>
④廃棄物保管施設の位置及び容量	位置	添付資料図2-4(P14)	添付資料図2-5(P15)
	容量	21 m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup>
(3)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項			
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻	午前 9時30分	午前 7時00分
	閉店時刻	午後 8時00分	午後 9時45分
②来客が駐車場を利用することができる時間帯	自	午前 9時00分	午前 6時30分
	至	午後 8時30分	午後 10時00分
③駐車場の自動車の出入口の数及び位置(P14・P15)	数	4箇所(入口1箇所、出入口3箇所)	3箇所(入口1箇所、出入口2箇所)
	位置	添付資料図2-4	添付資料図2-5
④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	自	午前 6時00分	午前 6時00分
	至	午後 10時00分	午後 10時00分
3 変更する年月日		令和元年7月15日	
4 変更する理由		店舗を増設するため	

## 2 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数(P22)	必要駐車台数 145台 > 届出台数90台
	来客自動車等の台数の予測(P32必要駐車台数の算定)	調査日最大駐車台数(P30参照) 52台 A 年間最大レジ打数(P32参照) 1,599 B 調査日のレジ打数(P32参照) 1,094 C 変更後店舗面積 3,525 m <sup>2</sup> D 変更前店舗面積 2,998 m <sup>2</sup> E A×B÷C×D÷E=89台≒届出台数90台
従業員駐車場・冬期堆雪場所等の整備(P27)図3-4		来客駐車場とは別に敷地内に24台を確保 冬期一時堆積場として10台を整備

冬期間の駐車場内の除排雪	除排雪業者と契約し、除排雪を同時に行い、来客駐車台数の確保に努める。また、公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。				
駐輪場(自動二輪車を含む)の整備(P87)	6台(駐輪場6台、自動二輪0台)				
来客車両等の入庫台数調査(P29、30) (全て平面自走式ゲート無)	出入口① ピーク 9台 < 処理能力450台				
	出入口② ピーク 23台 < 処理能力450台				
	入口 ピーク 67台 < 処理能力450台				
駐車場整備にあたっての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者駐車マスを店舗入口付近に整備する。</li> <li>・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設け歩行者や自転車の安全確保に配慮する。</li> <li>・各出入口に出庫車両に対する一旦停止ラインの路面標示をして、歩行者や自転車の安全確保に努める。</li> </ul>				
交通整理員の配置(P26) 3⑤交通環境配置図参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配慮し円滑な交通誘導と安全対策に努める。なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。</li> </ul> (配置時間帯：9:00～18:00)				
駐輪場(原動機付自転車を含む)、自動二輪車駐車場の整備にあたっての考え方	・自動二輪車の来客は少ないことが予想されるが、来客駐車場に駐車した場合でも対応可能と考えている。				
荷さばきの時間帯等(P35～36)	荷捌き施設① 54㎡(2台) 6:00～22:00 13台/日				
	荷捌き施設② 27㎡(1台) 6:00～22:00 2台/日				
	荷捌き施設③ 27㎡(1台) 6:00～22:00 1台/日				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベル予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60dB	46dB	○
		2	60dB	44dB	○
		3	60dB	49dB	○
		4	60dB	47dB	○
	夜間の等価騒音レベル予測	1	50dB	20dB	○
		2	50dB	15dB	○
		3	50dB	19dB	○
		4	50dB	17dB	○

夜間の音源毎騒音レベル最大値予測結果

音源の種類	予測地点	区域の区分	適用される規制基準値	予測結果	評価
排気①	a1	第3種地域	50dB	26dB	◎

評価欄 ◎：騒音レベルの最大値が敷地境界で満足

○：騒音レベルの最大値が直近住居壁際で満足。

※直近住居で予測する理由：直近住居が最も影響を受けると考えられるため。

騒音問題への一般的対策として講じた事項	・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。
---------------------	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行わない。</li> </ul>
	荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策として講じた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。</li> </ul>
	付帯設備及び付帯施設等における騒音対策として講じた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。</li> </ul>
	青少年等の蝟集等による騒音を防止するために講じた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講ずる。</li> </ul>
	その他設置者として騒音対策に関連する対応方を講じた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応を講ずる。</li> <li>・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図る。</li> </ul>
(3)廃棄物等	指針による廃棄物保管施設容量算定結果及び設置容量(P84)	指針による容量            15,390 m <sup>3</sup> 設置容量                    20,570 m <sup>3</sup>
	廃棄物等の保管場所の位置及び構造等に関して対策を講じた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外密閉型で、使用時以外は戸を閉め廃棄物の飛散防止に配慮する。</li> </ul>
	廃棄物等の運搬・処理に関して対策を講じた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> <li>・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示する。</li> <li>・設置容量は、指針による容量を十分上回っており、不足することはない。</li> </ul>
	廃棄物の減量化及びリサイクル等に関して配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙、ダンボール、発砲スチロール等のリサイクルを徹底する。</li> </ul>
	調理臭や悪臭の発散防止に関して配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では調理等を行わないので調理臭は発生しない。</li> </ul>
	その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方を講じた事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、小売店舗の責任者が適切な対応策を講じる。</li> </ul>
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。</li> <li>・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。</li> </ul>
(5)防災対策への協力等に対して配慮する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。</li> </ul>

(6)防犯対策への協力等に対して配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。</li> <li>・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。</li> <li>・所轄警察署との連携を図って管理者が責任をもって緊急時の対応等を行う。</li> </ul>
(7)関係行政機関との協議状況	
<p>北海道函館方面函館西警察署交通課</p> <p>※P27(付図)駐車場等概要参照</p>	<p>平成30年10月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書案と軽微変更届案一式を提出して計画概要を説明。</li> </ul> <p>① 出入口①及び②の通行を優先とした場合、非優先側の車両と交差する箇所に一時停止ラインを引いて安全面に配慮すること。</p> <p>⇒ 車路上の4箇所に一時停止ラインを引く。</p> <p>② 建物西側の駐車場については、防犯面、交通安全面から照明が必要と考える。</p> <p>⇒ 既存建物の外壁に照明が数個設置されており駐車場を照らしている。増設後も同様に外壁に照明を設置し、駐車場の明るさを保つ予定。</p> <p>③ 自動車運転操作ミスにより建物に自動車が突っ込む事故が多いため、その対策として、バリカー等の設置は出来ないか。</p> <p>⇒ 建物風除室東側の外売場には金網フェンスが設置されており、西側の外売場には物置陳列スペースとして運営しているため、車が突っ込むことはないと思う。</p> <p>④ 北側市道の道路境界線にバリカー等を設置できないか。</p> <p>⇒ 現在は、出入口以外はロープを張って対応しているが、他の方法を検討する。(ポール、チェーンバリカの設置を予定)</p>
<p>北海道警察本部交通部交通規制課</p> <p>※P27(付図)駐車場等概要参照</p>	<p>平成30年10月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書案と軽微変更届案一式を提出して計画概要を説明。</li> </ul> <p>① 荷捌き施設②及び③は、お客さんや来客車両が通行する車路上に設置してあるが、安全面に配慮されていないのではないか。</p> <p>⇒ 荷捌き施設③は、外売場の資材関係の搬入であり、店舗開店前に実施している。荷捌き施設②は、ペットショップ売場の宅配便が不定期に来るのみで風除室入口付近で、通行車両の支障にならないスペースに停車させるようにする。</p> <p>② 運転操作ミスにより自動車が建物に突っ込んで、大きな被害になるのはガラス張り部分が多く、外壁まで破ることはそうそうない。よって風除室西側の外壁前には、車止めバリカーは無くても良い</p>

	<p>③ 駐車場と北側市道との道路境界線について、現在のロープでは車止めとしての役割を果たしていないため、バリカー等の設置をすること。 ⇒ チェーンバリカー等の設置を予定している。</p>
函館市経済部商業振興課	<p>平成30年10月18日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更届出書案と軽微変更届案一式を提出して計画概要を説明。</li> </ul> <p>① 関係各課との協議を進めること。 ⇒ 承知</p>
函館市環境部環境対策課	<p>平成30年10月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更届出書案と軽微変更届案一式を提出して計画概要を説明。</li> </ul> <p>① 騒音予測資料を確認し、後日連絡する。 平成30年10月17日（電話にて）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果は基準値を超えていないので、特に問題はない。</li> </ul>
函館市環境部環境推進課	<p>平成30年10月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更届出書案と軽微変更届案一式を提出して計画概要を説明。</li> </ul> <p>① P84(6-1)「指針に基づく廃棄物保管施設容量の算定」では、プラスチック製廃棄物等の保管容量は7.1m<sup>3</sup>を示しているが、施設配置図の廃棄物保管施設④(資源ゴミ)は1.78m<sup>3</sup>しかなく、保管容量が不足するのではないか。 ⇒ 資源ゴミは、廃棄物保管施設②(ダンボール庫)も使用しているため、不足することはない。</p>
函館市都市建設部都市計画課 ※P27(付図)駐車場等概要参照	<p>平成30年10月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更届出書案と軽微変更届案一式を提出して計画概要を説明。</li> </ul> <p>① 出入口①は、交差点内に存在しており、駐車場法の技術基準を満たしていない。しかしながら、既存の切下げであって、道路が後から整備された経緯もあることから、この位置でやむを得ないとする。 但し、「交差点注意」等の注意喚起を行い交通安全に配慮してほしい。 ⇒ 注意喚起表示等について承知する。</p> <p>② 立地法の届出までに「路外駐車場の構造及び整備並びに届出に関するチェックリスト」を作成し、技術基準適合協議書とともに提出すること。 ⇒ 承知</p>
函館市教育委員会学校教育部保健給食課	<p>平成30年10月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>増設計画に伴い、一部の出入口の位置変更と数の減少について説明。</li> </ul>

	<p>① 建設工事着工までに、万年橋小学校及び五稜郭中学校へ工程や安全対策について説明に行くこと。 ⇒ 承知</p>
函館市土木部道路管理課（道路管理者）	<p>平成30年10月17日</p> <p>・増設計画に伴い、一部の出入口の位置変更と数の減少について説明。</p> <p>① 現在、市の規定では、大型車両の切下げ部は6.4mまでとしている。 ⇒ 新設切下げ予定の出入口②については、7.2mを6.4mに設計変更することとする。</p> <p>② 変更前施設配置図の出入口②と③は切上げ回復工事をする事。 ⇒ 承知。具体的工事の協議については工事業者が確定したら、別途協議をすることとする。</p>

### 3 地元説明会（法第7条第1項）

開催日時	平成30年12月12日(水) 午後6時00分～午後6時30分
開催場所	大川町会館 (函館市大川町4-29)
出席者	設置者 5名 住民 10名

### 4 市町村、住民等の意見（法第8条第1項及び第2項）

市町村の意見	平成30年12月20日付け 意見なし
住民等の意見	北海道告示 平成30年11月27日～平成31年3月27日 意見なし

### 5 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

<p><b>【環境生活課】</b></p> <p>北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、一定規模(500㎡以上)の駐車場の設置責任者は、駐車場利用者に対し、アイドリングストップの実施を周知する必要があります。</p> <p>(その他、商工労働観光課、農務課、建設指導課拝見なし。)</p>
--

(届出概要説明資料)

## 審議案件に関する概要

令和元年 5月16日第二部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成30年11月30日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
マックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北八条西二十一丁目1番10号

## 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	マックスバリュ函館深堀店 函館市深堀町5番2ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成 札幌市中央区北八条西二十一丁目1番10号	
(3)新設日	令和元年8月1日	
(4)店舗面積の合計	1,289㎡	
(5)施設の 配置	駐車場の収容台数	43台
	駐輪場の収容台数	25台
	荷さばき施設面積	54㎡
	廃棄物保管施設容量	28㎡
(6)施設 の 運営方法	開店・閉店時間	開店時間 午前 7時00分 閉店時間 午後 9時45分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時まで
	駐車場の出入口数	出入口1箇所、入口1箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

## 3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数43台≤駐車場台数43台
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地内に3台を確保

駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	25（駐輪場25台、自動二輪0台）								
来客車両等の入出庫方法	平面自走式								
搬入車両等の誘導	専用								
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者ともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。</li> <li>・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。</li> <li>・万一、当該店舗により道道函館南茅部線等で渋滞が発生する際には、入口①を臨時閉鎖して交通整理員により出入口②に誘導するなど適切な対応を図る。</li> <li>・荷さばき施設の運用に際しては運転助手や店舗店員による歩行者等の通行の安全に配慮する。</li> </ul>								
交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。</li> </ul>								
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>・従業員駐車場・冬季堆積場所や駐車場外周部に一時堆積しますが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。</li> </ul>								
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。</li> </ul>								
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベル予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価			
			1	55dB	50dB	○			
			2	55dB	51dB	○			
			3	60dB	42dB	○			
			4	55dB	51dB	○			
	夜間の等価騒音レベル予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価			
			1	45dB	38dB	○			
			2	45dB	30dB	○			
			3	50dB	27dB	○			
			4	45dB	43dB	○			
	夜間の音源毎騒音レベル最大値予測結果	予測地点	音源の種類	区域の区分	敷地境界		直近住居壁際等		評価
					適用される規制基準値	予測結果	予測地点	適用される規制基準値	
a 1		冷凍機①	第2種区域	40dB	43dB	a1'	40dB	33dB	
a 2	排気①	第2種区域	40dB	53dB	a2'	40dB	34dB	○	



		<p>評価欄 ◎：騒音レベルの最大値が敷地境界で満足 ○：騒音レベルの最大値が直近住居壁際で満足。 ×：住居壁際で規制基準を超過。</p>
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引先業者に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。</li> </ul>
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。</li> </ul>
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設の室外機は最新の低騒音型を設置する。</li> </ul>
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリアカーで閉鎖し、暴走車両等が侵入して騒音公害を起こさないよう配慮する。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。</li> <li>・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。</li> <li>・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。</li> </ul>
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 $6 \text{ m}^3 \leq$ 設置容量 $28 \text{ m}^3$
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。</li> </ul>
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> </ul>
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。</li> </ul>
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミ等は屋内の廃棄物等保管施設に密閉し、悪臭の発生を防ぐ。</li> </ul>
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講ずる。</li> </ul>
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することのないよう調和を図る。</li> <li>・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。</li> </ul>
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部使用、或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合は、必要な協力を行う。</li> </ul>

(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。</li> </ul>
(7) 関係行政機関との協議状況		
北海道警察本部交通部交通規制課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月5日、届出書案一式を提出し、計画概要を説明。</li> <li>① 駐車場外周部に柵等を設置するように、但し駐輪場②と駐車マスの間は歩行者が通れるようにした方が良い。出入口①の運用は函館中央警察署と相談するように。荷捌き車両は後進で進入しないように出来ないか。 ⇒ 駐車場外周部にチェーンバリカを設置する。駐輪場②部分は歩行者通路とする。搬入車両は誘導者がついて出入りする。</li> </ul>
北海道警察函館方面本部 函館中央警察署交通第一課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月16日、届出書案一式を提出し、計画概要を説明。</li> <li>① 出入口①は右折入出庫禁止として運用するように。搬入車両は誘導者がついて出入りするように。駐車場外周部にバリカ等を設けるように。 ⇒ 出入口①は右折入出庫禁止とする。搬入車両は誘導者がついて出入りする。駐車場外周部にチェーンバリカを設置する。</li> <li>・11月27日、道道函館南茅部線側出入口を入口専用に修正した届出案を提出し了承を得る。</li> </ul>
函館市	経済部商業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月6日、届出書案一式を提出し、概略を説明。</li> <li>① 関係各課に説明すること。⇒説明する。</li> </ul>
	都市建設部 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月13日、届出書案一式を提出し、概略を説明。</li> <li>① 出入口①はT字交差点及び日吉が丘通交差点から5m以上離すように。 ⇒ T字交差点及び日吉が丘通交差点から5m以上離すよう検討する。</li> <li>・11月19日、道道函館南茅部線側出入口は入庫専用（入口①）とする旨報告。</li> <li>② 繁忙時に入口①で渋滞が発生した場合は入口①を臨時閉鎖するか交通整理員により日吉が丘通へ誘導する等適切な対応を図るように。 ⇒ 繁忙時に入口①で渋滞が発生した場</li> </ul>

		合は入口①を臨時閉鎖あるいは日吉が丘通への誘導など適切な対応を図る。
	環境部環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月7日、届出書案一式を提出し、概略を説明。</li> <li>① 荷捌施設向かいの住宅に配慮して早朝・夜間の荷捌きはなるべく避けるように。苦情があった際には適切な対応策をとるように。 ⇒ 搬入車両は早朝に集中しないよう運用する。万一問題が発生した際には迅速に対応・対策する。</li> </ul>
	環境部環境推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月7日、届出書案一式を提出し、概略を説明。</li> <li>① 特に指摘事項なし。</li> </ul>
	教育委員会学校教育部保健給食課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月7日、届出書案一式を提出し、概略を説明。</li> <li>① 計画地は深掘小学校及び深堀中学校の校区内なので工事日程等が決定した際には両校に説明するように。 ⇒ 工事日程決定後に両校に説明する。</li> </ul>
	市民部交通安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月7日、届出書案一式を提出し、概略を説明。</li> <li>① 特に指摘事項なし。</li> </ul>
	市民部 くらし安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月7日、届出書案一式を提出し、概略を説明。</li> <li>① 特に指摘事項なし。</li> </ul>
道路管理者	函館市土木部 管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月17日、届出書案一式を提出し、概略を説明。</li> <li>① 出入口①の位置は概ね問題ないが、排水溝や路盤構造、植栽の移設等について工事着手前に協議するように。 ⇒ 工事前に協議して指導に沿って進める。</li> </ul>
	渡島総合振興局 函館建設管理部 事業室事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月7日、届出書案一式を提出し、概略を説明。</li> <li>① 出入口①は概ね問題はないが、移設する施設がある場合は各管理者と別途協議するように。工事着手前に構造等協議するように。 ⇒ 工事前に協議して指導に沿って進める。</li> </ul>

4 市町、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

**【環境生活課意見】**  
北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、一定規模（500㎡）以上の駐車場の設置・管理者は、駐車場利用者に対し、アイドリングストップの実施を周知する必要がある。